

## 「社労士Ⅴ 22 年受験 ステップアップ式実力養成問題集」

## 改正対応表および正誤表

頁	該当箇所	改正（修正）前	改正（修正）後
31	Answer 8 2 行目	「都道府県労働局長」ではなく、「登録製造時等検査機関」であるので誤り。	「都道府県労働局長の許可」ではなく、「登録製造時等検査機関の検査」であるので誤り。
65	Answer 3 1 行目	× 法第 4 条第 1 項、行政手引 20366	× 法第 6 条第 5 項、則第 3 条の 2
65	Answer 4 1 行目	○ 法第 6 条第 4 号、～	○ 法第 6 条第 7 号、～
71	Answer20 4 行目	～8 分の 1 の 100 分の 55 に相当する額の～	～8 分の 1 の 100 分の 55 (平成 21 年度は、これに 3,500 億円を加えた額) に相当する額の～
73	Answer24 1 行目	○ 法第 6 条第 2 号、～	○ 法第 6 条第 4 号、～
83	Answer44 1 行目	× 法第 56 条の 2 第 2 項、～	× 法第 56 条の 3 第 2 項、～
161	Answer33 1 行目	○	×
183	Answer48 2 行目	追納を行うことなく保険料免除期間となる。	追納を行うことなく保険料納付済期間となる。
242	問 3 A 1 行目	個人経営の水産の事業で、～	個人経営の水産の事業で (船員が雇用される事業を除く。) で、～
253	問 16 B 3 行目	～の 100 分の 55 に相当する額を～	～の 100 分の 55 (平成 21 年度は、これに 3,500 億円を加えた額) に相当する額を～
307	問 2 B 3 行目	～、社会保険庁長官に申し出て、～	～、厚生労働大臣に申し出て、～
308	問 2 D 3 行目	～勘案して社会保険庁長官の定めるところにより、～	～勘案して厚生労働大臣の定めるところにより、～
308	問 2 E 2 行目	～、社会保険庁長官に申し出て、～	～、厚生労働大臣に申し出て、～
311	問 8 C	～額の改定を、社会保険庁長官に対	～額の改定を、厚生労働大臣に対し

	2行目	し～	～
318	問3 選択肢	⑤ 社会保険庁長官	⑤ <u>日本年金機構</u>
334	問1 B 解説3行目	～暫定任意適用事業とされている。	～暫定任意適用事業とされている。 なお、「 <u>船員法第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業</u> 」は、 <u>常時使用する労働者の数が5人未満である個人経営の水産の事業であっても、労災保険の強制適用事業となる。</u>
345	問2 C 解説1行目	○ 法第6条第2号、～	○ 法第6条第4号、～
346	問2 E 解説	○ 法第4条第1項、行政手引20366、昭61雇保発第34号 昼間学生は、夜間等に～と認められるものは被保険者となる。	○ <u>法第6条第5号、則第3条の2</u> 昼間学生は、夜間等に就労しても原則として被保険者とはならない。 <u>学生又は生徒は、雇用保険の被保険者とならないが、①卒業を予定している者であって、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業所に雇用されることとなっている者、②休学中の者、③定時制の課程に在学する者等は、被保険者となる。</u>
355	問12 A 解説1行目	× 法第56条の2第1項第1号	× 法第56条の <u>3</u> 第1項第1号
356	問12 C 解説1行目	× 法第56条の2第1項第1号、～	× 法第56条の <u>3</u> 第1項第1号、～
356	問12 D 解説1行目	× 法第56条の2第1項第1号、～	× 法第56条の <u>3</u> 第1項第1号、～
404	問2 E 解説3行目	～、社会保険庁長官に申し出て、～	～、 <u>厚生労働大臣</u> に申し出て、～
404	問4 B 解説2～4行目	設問の「社会保険庁長官の裁定によって発生する」の部分が誤り。給付を受ける権利は、その権利を有する者（受給権者）の請求に基づいて、社会保険庁長官が裁定すると～	設問の「 <u>厚生労働大臣</u> の裁定によって発生する」の部分が誤り。給付を受ける権利は、その権利を有する者（受給権者）の請求に基づいて、 <u>厚生労働大臣</u> が裁定すると～
448	問2 B	1週間の所定労働時間が、～常態とする者（日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）は、被保険者とならない。	<u>季節的に雇用される者であって、4箇月以内の期間を定めて雇用される者は、日雇労働被保険者に該当することとなる者を除き、被保険者</u> しない。

454	問 1 A 4行目	～1月以内に大量雇用変動届を～	～1月以内に大量雇用変動届(大量 離職届)を～
501	問 8 C 解説 5行目	～することによって行わなければな らない。	～することによって行わなければな らない。なお、 <u>有期事業以外の事業</u> ( <u>労働保険事務組合に労働保険事務</u> <u>の処理が委託されているものを除</u> <u>く。)</u> に係るものの提出は、 <u>年金事務</u> <u>所を経由して行うことができる。</u>
505	問 2 B 解説	○ 法第6条第1号の2 設問にあるとおり、～という点に注 意(適用除外となる)。	○ <u>法第6条第4号</u>
508	問 7 C 解説 2行目	～、 <u>求業等給付</u> ではないので、～	～、 <u>失業等給付</u> ではないので、～